

名称	高等教育の修学支援新制度（給付奨学金　＋　授業料等減免）																																																																																		
	※多子世帯、理工農系を含め、修学支援新制度の授業料減免を希望する方は給付奨学金の申請(減免同時申請のため)をしてください。																																																																																		
対象	新１年生		２年生以上																																																																																
募集時期	４月上旬、９月下旬																																																																																		
決定時期	７月、１２月																																																																																		
給付期間	最短修業年限																																																																																		
給付額(月額)および授業料等減免の上限額	【給付奨学金（日本学生支援機構）および授業料等減免】 家計要件により定められた区分毎に給付額（月額）及び授業減免割合が決定します <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">給付奨学金</th><th colspan="3">授業料等減免</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th><th>減免割合</th><th>授業料減免の年間上限額</th><th>入学金減免の年間上限額</th></tr><tr><td>第Ⅰ区分</td><td>38,300円</td><td>75,800円</td><td>3/3</td><td>700,000円</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>第Ⅰ区分（多子世帯）</td><td>38,300円</td><td>75,800円</td><td>3/3</td><td>700,000円</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>第Ⅱ区分</td><td>25,600円</td><td>50,600円</td><td>2/3</td><td>466,000円</td><td>173,400円</td></tr><tr><td>第Ⅱ区分（多子世帯）</td><td>25,600円</td><td>50,600円</td><td>3/3</td><td>700,000円</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>第Ⅲ区分</td><td>12,800円</td><td>25,300円</td><td>1/3</td><td>233,400円</td><td>86,700円</td></tr><tr><td>第Ⅲ区分（多子世帯）</td><td>12,800円</td><td>25,300円</td><td>3/3</td><td>700,000円</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>第Ⅳ区分（多子世帯）</td><td>9,600円</td><td>19,000円</td><td>3/3</td><td>700,000円</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>第Ⅳ区分（理工農系）</td><td>－</td><td>－</td><td>1/3</td><td>233,400円</td><td>86,700円</td></tr><tr><td>区分外（多子世帯）</td><td>－</td><td>－</td><td>3/3</td><td>700,000円</td><td>260,000円</td></tr></table> ※第Ⅳ区分の給付は多子世帯に限ります ※第Ⅳ区分（理工農）と第Ⅳ区分（多子世帯）の両方に該当する場合は、原則として第Ⅳ区分（多子世帯）として取り扱います ※減免額は学費、入学金により異なります（上記は上限額） ※入学金の減免は入学年の４月支援開始者のみ適用（１回のみ） ※減免対象は授業料のみ（教育環境充実費等は対象外） ※特待制度等で減免を受けている場合は、特待減免後の額に適用 ※決定した区分は毎年１０月に再判定され、支援内容が変更となる場合があります ※国の制度改正により、令和７年度より多子世帯の方は所得制限なく、授業料減免割合 3/3、授業料減免の年間上限額 70 万円、入学金減免の上限額 26 万円となります。（給付は区分通りの支援） ※多子世帯について 要件：生計維持者（父母等）の扶養する子供等が３人以上 扶養する子の範囲：税情報により確認できる生計維持者の被扶養者のうち、次に該当する者　①生計維持者の子（実子・養子）（課税情報に反映されていない「新たに出生した実子」などを含む）②生計維持者の年下の親族（弟妹など）など 原則として、４月申請では前々年の１２月３１日時点、１０月申請では前年の１２月３１日時点の税情報で確認。ただし、基準日以降、本制度を申請するまでの間に出生した子供も、扶養する子供の数に加えることが可能な場合あり。基本的に、該当する学生からの申し出が必要。また、本制度に申請する学生自身が扶養対象である場合に限る。					区分	給付奨学金		授業料等減免			自宅通学	自宅外通学	減免割合	授業料減免の年間上限額	入学金減免の年間上限額	第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	3/3	700,000円	260,000円	第Ⅰ区分（多子世帯）	38,300円	75,800円	3/3	700,000円	260,000円	第Ⅱ区分	25,600円	50,600円	2/3	466,000円	173,400円	第Ⅱ区分（多子世帯）	25,600円	50,600円	3/3	700,000円	260,000円	第Ⅲ区分	12,800円	25,300円	1/3	233,400円	86,700円	第Ⅲ区分（多子世帯）	12,800円	25,300円	3/3	700,000円	260,000円	第Ⅳ区分（多子世帯）	9,600円	19,000円	3/3	700,000円	260,000円	第Ⅳ区分（理工農系）	－	－	1/3	233,400円	86,700円	区分外（多子世帯）	－	－	3/3	700,000円	260,000円													
区分	給付奨学金		授業料等減免																																																																																
	自宅通学	自宅外通学	減免割合	授業料減免の年間上限額	入学金減免の年間上限額																																																																														
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	3/3	700,000円	260,000円																																																																														
第Ⅰ区分（多子世帯）	38,300円	75,800円	3/3	700,000円	260,000円																																																																														
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円	2/3	466,000円	173,400円																																																																														
第Ⅱ区分（多子世帯）	25,600円	50,600円	3/3	700,000円	260,000円																																																																														
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円	1/3	233,400円	86,700円																																																																														
第Ⅲ区分（多子世帯）	12,800円	25,300円	3/3	700,000円	260,000円																																																																														
第Ⅳ区分（多子世帯）	9,600円	19,000円	3/3	700,000円	260,000円																																																																														
第Ⅳ区分（理工農系）	－	－	1/3	233,400円	86,700円																																																																														
区分外（多子世帯）	－	－	3/3	700,000円	260,000円																																																																														
学業成績等に係る基準	<1年生（入学後１年未満）> 次のいずれかに該当すること a. 高校等の学修成績の状況（評定平均）が3.5以上 b. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること c.学修計画書を提出し、学修意欲を有していることが確認できること ※詳細は募集時配布する要項をご確認ください		<2年生以上> 次のいずれかに該当すること a.G P A（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること b.修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※詳細は募集時配布する要項をご確認ください																																																																																
家計に係る基準	次の「収入基準」および「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。 ①　収入基準 日本学生支援機構が、提出されたマイナンバー等で本人と生計維持者の住民税情報を取得し判定します。（４月申請では前々年の情報、10月申請は前年の情報）下記表は収入・所得の上限額の目安です。目安の金額を上回っていても支給対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。なお、多子世帯の授業料減免部分については、所得制限なく、第Ⅰ区分と同等の授業料等減免が受けられます。 <table><tr><td colspan="10" style="text-align: right;">（単位：万円）</td></tr><tr><th rowspan="2">世帯人数</th><th rowspan="2">想定世帯構成</th><th colspan="4">★が給与所得者の世帯（年間の収入金額）</th><th colspan="4">★が給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）</th></tr><tr><th>第Ⅰ区分</th><th>第Ⅱ区分</th><th>第Ⅲ区分</th><th>第Ⅳ区分</th><th>第Ⅰ区分</th><th>第Ⅱ区分</th><th>第Ⅲ区分</th><th>第Ⅳ区分</th></tr><tr><td>2人</td><td>本人、親①★</td><td>229</td><td>332</td><td>402</td><td>649</td><td>144</td><td>212</td><td>272</td><td>452</td></tr><tr><td>３人</td><td>本人、親①★、高校生</td><td>289</td><td>391</td><td>457</td><td>677</td><td>182</td><td>257</td><td>311</td><td>494</td></tr><tr><td>４人</td><td>本人、親①★、親②（無収入）、高校生</td><td>295</td><td>395</td><td>461</td><td>698</td><td>196</td><td>277</td><td>348</td><td>526</td></tr><tr><td>４人</td><td>本人、親①★、親②（給与所得）、高校生</td><td>親①295 親②115</td><td>親①336 親②155</td><td>親①406 親②155</td><td>親①656 親②155</td><td>親①179 親②115</td><td>親①205 親②155</td><td>親①262 親②155</td><td>親①453 親②155</td></tr><tr><td>５人</td><td>本人、親①★、親②（パート）、高校生、中学生</td><td>親①321 親②100</td><td>親①395 親②100</td><td>親①461 親②100</td><td>親①698 親②100</td><td>親①217 親②100</td><td>親①277 親②100</td><td>親①353 親②100</td><td>親①530 親②100</td></tr></table> ※収入基準に該当するかは、日本学生支援機構の進学資金シミュレーターをご活用ください。 （https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html） ②　資産基準 本人と生計維持者の資産額合計が5,000万円未満 ただし、多子世帯の授業料等減免の資産基準は本人と生計維持者資産額合計が３億円未満					（単位：万円）										世帯人数	想定世帯構成	★が給与所得者の世帯（年間の収入金額）				★が給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）				第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	2人	本人、親①★	229	332	402	649	144	212	272	452	３人	本人、親①★、高校生	289	391	457	677	182	257	311	494	４人	本人、親①★、親②（無収入）、高校生	295	395	461	698	196	277	348	526	４人	本人、親①★、親②（給与所得）、高校生	親①295 親②115	親①336 親②155	親①406 親②155	親①656 親②155	親①179 親②115	親①205 親②155	親①262 親②155	親①453 親②155	５人	本人、親①★、親②（パート）、高校生、中学生	親①321 親②100	親①395 親②100	親①461 親②100	親①698 親②100	親①217 親②100	親①277 親②100	親①353 親②100	親①530 親②100
（単位：万円）																																																																																			
世帯人数	想定世帯構成	★が給与所得者の世帯（年間の収入金額）				★が給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）																																																																													
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分																																																																										
2人	本人、親①★	229	332	402	649	144	212	272	452																																																																										
３人	本人、親①★、高校生	289	391	457	677	182	257	311	494																																																																										
４人	本人、親①★、親②（無収入）、高校生	295	395	461	698	196	277	348	526																																																																										
４人	本人、親①★、親②（給与所得）、高校生	親①295 親②115	親①336 親②155	親①406 親②155	親①656 親②155	親①179 親②115	親①205 親②155	親①262 親②155	親①453 親②155																																																																										
５人	本人、親①★、親②（パート）、高校生、中学生	親①321 親②100	親①395 親②100	親①461 親②100	親①698 親②100	親①217 親②100	親①277 親②100	親①353 親②100	親①530 親②100																																																																										

進学資金
シミュレーター



※日本学生支援機構の奨学金および高等教育の修学支援新制度については、現時点（令和 6 年 2 月）の情報による令和 7 年度の予定です。
令和 7 年 4 月以降制度内容が正式決定した後、修正される可能性があります。

